

愛鉄連健康保険組合マイナンバー制度について

平成 27 年 10 月から「通知カード」により国民一人ひとりに固有のマイナンバーが通知され、平成 28 年 1 月からマイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が開始されました。

これにより平成 29 年 1 月から当組合も含め健康保険組合は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法）別表第一（第 9 条関係）において「個人番号利用事務実施者」に該当し、保険料の徴収事務、資格確認、被扶養者認定、保険給付の支給等が「個人番号利用事務」とされ、被保険者及び被扶養者のマイナンバーが必要となったため、当組合の事務処理や届出用紙等が変更となります。なお、主な変更点やマイナンバー制度については下記の通りです。

【目次】

・マイナンバー制度について	…1 頁
・制度のスケジュールについて	…2 頁
・マイナンバーの取得について	…2 頁
・届出用紙の変更について	…3 頁
・届出方法の変更について	…4 頁

マイナンバー（社会保障・税番号）制度について

マイナンバー（社会保障・税番号）制度とは・・・

複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるという確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。

マイナンバーとは・・・

マイナンバーは、住民票を有するすべての方が持つ 1 人にひとつの「12 桁」の番号です。納税や社会保障などの各種の行政事務で個人を特定するために使用されます。番号は原則として一生変わりません。

マイナンバーのメリットとは・・・

現在は各機関が別々に管理している個人情報和社会保障、税、災害対策の分野で導入することにより、国や地方公共団体等で機関をまたいだ情報連携が可能になり、同じ人の個人情報の特定・確認が確実かつ迅速にできるようになるなど下記のようなメリットがあります。

国民の利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。 ・行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。
行政の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照会、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。 ・複数の業務の間での連携が進み、作業の重複など無駄が削減されます。
公平・公正な社会の現実	<ul style="list-style-type: none"> ・所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不正に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

マイナンバーは今後どのような場面で使われるのか・・・

マイナンバーは、健康保険で使う他、年金や雇用保険、税金等、番号法やその他の法律、条令で定められた下記の手続きにおいて、共通で使うこととなります。（※健康保険以外の開始時期は制度によって異なります。）

社会保障分野	年金	・年金の資格取得や確認、給付を受ける際に利用
	労働	・雇用保険の資格取得や確認、給付を受ける際に利用
		・ハローワークの事務等に利用
	福祉・医療・その他	・医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続きに利用（当組合の事務はここに該当）
		・福祉分野の給付を受ける際に利用
		・生活保護の実施等に利用
税分野	・低所得者対策の事務等に利用	
	・税務署に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載	
災害対策分野	・都道府県・市区町村に提出される申告書、給与支払報告書などに記載	
	・防災・災害対策に関する事務に利用	
	・被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用	
	・被災者台帳の作成事務等の利用	

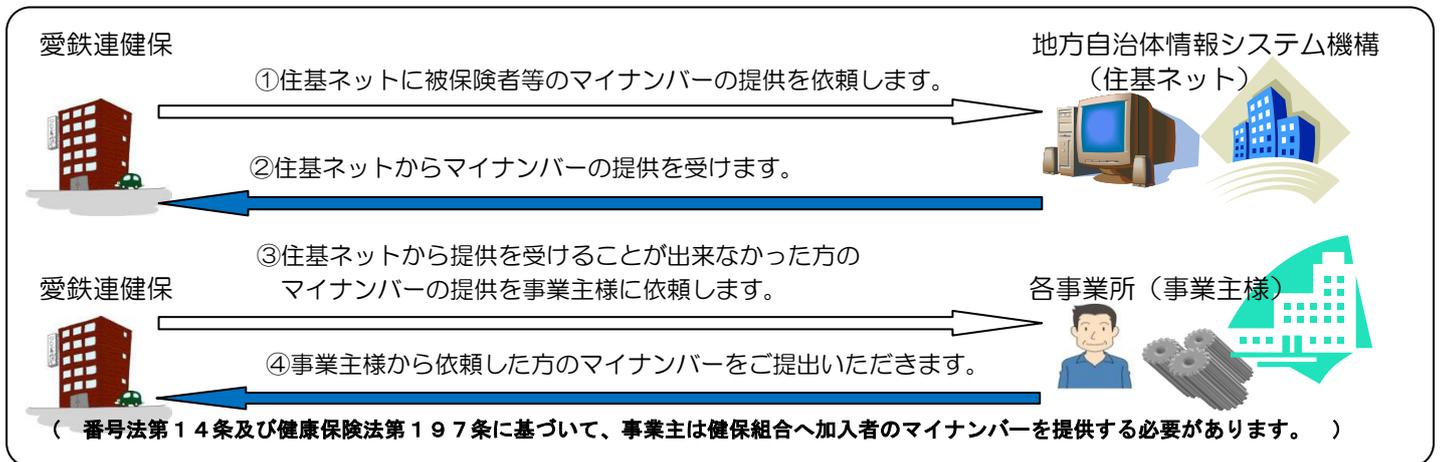
このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することが出来ます。

健康保険組合におけるマイナンバー制度のスケジュールについて

	マイナンバー制度のスケジュール	当組合のスケジュール
これまで	平成 27 年 10 月～ ●マイナンバー通知開始 住民票を有する国民の皆様 1 人 1 人に市区町村から個人に対して、12 桁のマイナンバーが通知されます。 中長期滞在者や特別永住者等の外国人の方にも通知されます。	
	平成 28 年 1 月～ ●マイナンバーの利用開始 社会保障・税・災害対策の行政手続きにマイナンバーが必要になり、国の行政機関や都道府県・市町村の窓口へ提出する書類の一部にマイナンバーの記入が求められるようになります。	
今後	平成 28 年 10 月～	●住基ネットからマイナンバー取得開始 平成 28 年 12 月末日時点までの被保険者及び被扶養者のマイナンバーを住民基本台帳ネットワークから提供を受けます。
	平成 29 年 1 月～ ●社会保障の届出等でマイナンバーの使用開始 健康保険、厚生年金保険の行政手続きでマイナンバーの使用が開始されます。	●各種届出にマイナンバーの記入が必要 健康保険・厚生年金の各種届出用紙にマイナンバーの記入が必要になります。 ●届出書の提出先変更 健康保険組合・日本年金機構へそれぞれ提出
	平成 29 年～3 月	●マイナンバー登録完了 被保険者及び被扶養者のマイナンバーの登録と特定個人情報の登録を終える必要があります。
	平成 29 年 7 月～ ●国の機関等での情報連携開始 ●健康保険組合を含む医療保険者等と地方公共団体等との情報連携開始 医療保険者間の健診データの連携、予防接種の履歴の共有、受診時のオンライン資格確認の段階的導入等が予定されています。	

住民基本台帳ネットワーク（マイナンバーの取得）について

当組合も含め健康保険組合は、平成 28 年 12 月末日時点での被保険者および被扶養者（以下、被保険者等）のマイナンバーが必要となり、当組合では「**番号法第 9 条**」に基づき、下記の通り地方自治体情報システム機構の住民基本台帳ネットワーク（以下、住基ネット）から 2 回にわたりマイナンバーの提供を受けることを予定しております。（平成 29 年 1 月受付からは健康保険組合の届出用紙にも皆様のマイナンバーを記載していただくこととなります。）



事業主様からのマイナンバーの提供について（上記図③）

当組合に登録されている基本 4 情報（氏名、生年月日、性別、住所）により住基ネットからマイナンバーの提供を受ける為、基本 4 情報が住基ネットの登録情報と一致しないと提供を受けることが出来ない可能性があります。

その場合、提供を受けることが出来なかった方々のマイナンバーの提供を『個人番号提供書』により事業主様に依頼させていただきます。『個人番号提供書』は、1 回目及び 2 回目提供を受けることが出来なかった対象者のいる事業所の事業主様あてに送付（平成 29 年 2 月上旬予定）させていただきます。

『個人番号提供書』は、対象者の基本情報（記号、番号、氏名、フリガナ、続柄、生年月日、性別、住所等）が記載されておりますので、空欄になっている「マイナンバー欄」を記入し当組合宛に返送してください。

また、フリガナや住所等が記載と違っている場合は、『個人番号提供書』に正しいフリガナや住所等を赤字で記入してください。

※ 当組合は平成 29 年 1 月末日を目標に、最終的には平成 29 年 3 月末日までに提供いただいたマイナンバーの登録と特定個人情報の登録を終える必要があります。お手順をお掛けいたしますが、ご協力をお願いいたします。

「各種届出用紙」の変更について

「各種届出用紙」の変更について

マイナンバー制度の施行にともない、平成 29 年 1 月受付からは、健康保険の各種届出用紙にもマイナンバーの記入が必要となり、マイナンバー記載欄がある新様式の届出用紙を用いて各種届出をしていただくこととなります。

下記【表 1】は様式にマイナンバー欄が追加される予定の届出用紙等になります。

(現在、厚生労働省において、マイナンバーの記載欄を設けた新様式を定める省令改正の準備中の為、正式に決まり次第、詳細はホームページ等でお知らせいたします。また、下記【表 1】と相違が生じる場合がございますのでご理解とご了承をお願いいたします。)

適用関係の届出用紙について

適用関係の新様式の届出用紙には「被保険者等のマイナンバー記載欄」が新たに設けられます。旧様式(平成 28 年 12 月受付まで使用)の届出用紙は健康保険分及び厚生年金保険分等の届出がセットになっていましたが、マイナンバー記載欄がある平成 29 年 1 月受付以降の新様式は厚生年金保険分がセットではなくなり、健康保険分だけの届出用紙となります。(厚生年金保険分は、各事業所様から管轄の事務センター等へ直接提出に変更になります。【詳しくは 4 頁参照】)

	旧様式 (平成 28 年 12 月受付まで)	新様式 (平成 29 年 1 月受付以降)
資格取得届 資格喪失届 算定基礎届 月額変更届 等	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険組合分 } のセット 厚生年金保険分 ●健康保険組合分 } のセット 厚生年金保険分 厚生年金基金分 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険組合分のみ (愛鉄連健康保険組合へ提出)

健康保険被保険者証及び各種決定通知書については、マイナンバーは記載されません。
また、平成 29 年 1 月受付以降は、各種決定通知書も変更いたします。

給付関係の届出用紙について

平成 29 年 1 月受付以降の給付関係の届出については「記号・番号」又は「マイナンバー」のどちらかを被保険者が選択し、申請いただきます。従来と同様に被保険者証の「記号・番号」を記入すれば、「マイナンバー」を記入する必要はありません。

被保険者証の「記号・番号」に代えて「マイナンバー」により申請する場合は下記の添付書類が必要となります。

【 被保険者が直接当組合へ届出する場合 】

⇒「個人番号確認書類※1」＋「本人確認書類※2」

※1…通知カード又は個人番号記載住民票の写し等

※2…運転免許証又はパスポートの写し等

【 事業主様経由で提出する場合 】

⇒「代理人の身元確認書類※3」

※3…事業主様の運転免許証の写し等

また事業主様経由の場合、必ず「申請書の提出を事業主へ委任する欄」への同意(☑を入れる)が必要となります。

平成 29 年 1 月 1 日以降、変更が予定される届出用紙一覧【表 1】

適用関係	給付関係
<ul style="list-style-type: none"> ・☆被保険者資格取得届 ・被扶養者異動届(被扶養者加入時のみ) } マイナンバーが必須 ・★被保険者資格喪失届 ・★被保険者氏名変更・訂正届 ・★被保険者生年月日訂正届 ・★被保険者報酬月額算定基礎届 ・★被保険者報酬月額変更届 ・★被保険者賞与支払届総括表、被保険者賞与支払届 ・★産前産後休業取得者申出書 ・★産前産後休業取得者変更(終了)届 ・★産前産後休業終了時報酬月額変更届 ・★育児休業等取得者申出書(新規・延長) ・★育児休業等取得者終了届 ・★育児休業等終了時報酬月額変更届 等 	<ul style="list-style-type: none"> ◎療養費支給申請書 ◎療養費支給申請書(はり・きゅう用) ◎療養費支給申請書(あん摩・マッサージ・指圧用) ◎移送費支給申請書 ◎傷病手当金請求書 ◎埋葬料(費)請求書 ◎出産育児一時金請求書 ◎出産育児一時金請求書(直接支払制度差額支給用) ◎出産手当金請求書 ◎高額療養費支給申請書 ◎限度額適用認定申請書 ◎限度額適用・標準負担額減額認定申請書 等

※ 「☆印」と「★印」の届出は健康保険・厚生年金保険とそれぞれの所定の届出用紙により別々に届出が必要となりますので、特段のご注意をお願いいたします。

「被保険者資格取得届」と「被扶養者異動届」は平成 29 年 1 月受付からマイナンバーの記入が必須になります。「◎印」の届出は平成 29 年 1 月受付から健康保険証の「記号・番号」またはマイナンバーのどちらかを記入する選択制になります。

「★印」の届出用紙につきましては、マイナンバーの記載開始時期は未定です。

「届出方法」の変更について

現在、各事業所様から健康保険の適用関係の届出等を提出いただく際に、厚生年金保険の届出等も併せて健康保険組合に送付いただき、健康保険組合が取りまとめて管轄の日本年金機構事務センター等（以下、事務センター）へ回送しております。【図1】

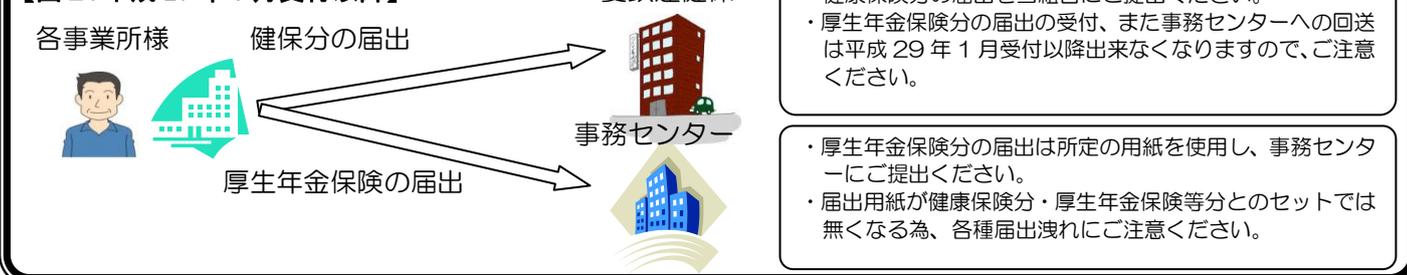
前述の通り、平成29年1月受付から健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得届などの適用関係の届出用紙にマイナンバーを記入していただくこととなります。しかし、番号法には、健康保険組合が厚生年金保険（健康保険に関係する事務以外）に係る特定個人情報を取り扱う根拠がないことから、第9条（利用範囲）及び第19条（提供の制限）に抵触することとなります。

それを踏まえ、平成29年1月受付以降は、適用関係の健康保険の届出は「健康保険組合」へ、また厚生年金保険の届出は「事務センター」へとそれぞれ直接ご提出いただくこととなります。【図2】

【図1. 現在（平成28年12月受付まで）】



【図2. 平成29年1月受付以降】



国民年金第3号被保険者届について（別紙「国民年金第3号届に係る取扱いについて」参照）

従来、当組合においては、国民年金第3号被保険者届（以下、3号届）を被扶養者異動届と一緒にご提出頂き、3号届に「医療保険者としての証明」を行ったうえで事務センターに回送しておりましたが、平成29年1月受付以降は、被扶養者異動届に3号届を添付せずに提出していただき、当組合から交付された「被扶養者の健康保険被保険者証の写し」を3号届に添付し、各事業所様から事務センターに直接ご提出いただくこととなります。また、上記方法以外にも下記の方法により事業主様が証明を行うことができます。

- (1) 3号届の余白部分等に健康保険組合の被扶養者の認定を事業主が証明する。
- (2) 健康保険組合の被扶養者の認定を事業主が証明した任意様式（別紙参照）を3号届に添付する。

届出用紙の返戻について

マイナンバーにつきましては、従来の個人情報よりも厳格に取り扱うことが必要な特定個人情報と位置付けられ、より厳格な保護措置が求められています。また、上記の通り健康保険組合においては健康保険に関係する事務以外にマイナンバーを取り扱うことが出来ないため、従来の様に当組合あてに厚生年金保険等に関する届出等が提出された場合は、事業主様あてに返戻させていただくこととなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

厚生年金保険の届出用紙について

上記のとおり平成29年1月受付以降は、厚生年金保険の届出等は厚生年金保険の所定の様式により、各事業所様から直接、事務センターに送付いただくこととなります。この所定の様式は、日本年金機構のホームページから印刷して、お使いいただけます。

◆重要なお願い（日本年金機構に提出した届出の訂正について）◆

平成29年1月受付以降は、各種届出を別々に提出していただくため、日本年金機構において、提出した厚生年金保険の適用関係の届出等に記載した内容が訂正された場合は、当組合として処理結果の相違原因を確認する必要がありますので、訂正された内容等について当組合あてにご連絡いただくようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、健保組合（業務課）までお問い合わせください。

TEL (052) 461-6131